健第１７４４号

平成３０年８月８日

各市町村健康増進事業担当課長様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府健康医療部保健医療室長

がん検診の適切な実施体制について（通知）

日ごろから、本府健康医療行政の推進にご協力いただき御礼申し上げます。

先般、肺がん検診について、市区町村で実施するがん検診の受託検診実施機関においてがんが疑われる陰影を見落とした事案が発生したことを受け、厚生労働省健康局がん・疾病対策課長より、別添のとおり平成30年７月２７日付け健が発０７２７第１号にて通知がありましたので、お知らせいたします。

　つきましては、改めて、適切な精度管理の下でがん検診が行われるよう、下記の点について徹底をお願いいたします。

また、各市区町村からがん検診を委託される検診実施機関への周知について、ご協力をお願いいたします。

記

１　肺がん検診における胸部エックス線検査の読影体制については、指針において、「胸部

エックス線写真については、２名以上の医師（このうち１名は、十分な経験を有するこ

と。）が読影する。またその結果によっては、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較

読影することが望ましい。」としているため、これに基づいてがん検診を実施すること。

２　指針には、がん検診の事業評価は、「技術・体制的指標」と「プロセス指標」による評

価を徹底することが適当であるとまとめられており、「技術・体制的指標」として、「事

業評価のためのチェックリスト」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」

が示されていることから、がん検診を実施する際には、これらに基づいた精度管理を行

うこと。

３　特に、がん検診を検診実施機関に委託する際には、検診実施機関の質を担保する観点

から、仕様書等の内容に基づいて適切に検診実施機関を選定すること。

大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課

生活習慣病・がん対策グループ 担当：辨野

Tel: 06-6944-6791

Fax:06-6944-7262

Mail: BennoM@mbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府健康医療部保健医療室

健康づくり課生活習慣病・がん対策グループ

担当 ：辨野（べんの）・塩田

Tel ：06-6944-6791

Fax ：06-6944-7262